

大学等における修学の支援に関する法律案に対する修正案要綱

一 運用上の配慮に係る規定の追加

この法律の運用に当たっては、各大学等による学生等の経済的負担の軽減を図るための主体的な取組を阻害することのないよう配慮しなければならない旨の規定を追加すること。

(新第十八条関係)

二 検討条項の追加

政府は、大学等における修学の支援の対象とする学生等の範囲の段階的な拡大等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行う旨の規定を追加すること。

(新附則第三条第一項関係)

三 消費税率の引上げを前提とする規定の修正

1 施行期日の修正

この法律の施行期日を「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日」の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日」から「令和二年四月一日までの間に

において政令で定める日」に改めること。

(附則第一条関係)

2 財源の確保に係る規定の修正

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行により増加する消費税の収入」に「等」を追加し、財源として消費税の増額分以外の財源も活用するようにすること。

(附則第四条関係)

四 法律番号の修正

大学等における修学の支援に関する法律の法律番号を「平成三十一年法律第 号」から「令和元年

法律第 号」に改めること。

(附則第五条、第十二条及び第十三条関係)